

## 別紙

### 令和4年度の法人指導監査における監査の重点事項について

令和4年度の法人指導監査を実施するにあたり、南丹市においては下記の項目を重点事項とする。

#### 記

#### 1 経営組織のガバナンスの強化（牽制機能の発揮）

##### （1）評議員、評議員会による牽制機能

###### ア 評議員の選任

評議員として適切な者が選任されているか、適切であることを確認しているか。

※特に暴力団など反社会的集団に属するものではないこと等の確認  
（法40条、審査基準第3）

※評議員の経過措置を適用していた法人においては、評議員の選任手続が可能になり次第、速やかに手続を行い、定款で定めた員数を確保できているか確認。

###### イ 評議員会への出席

評議員会の欠席が多い評議員はいないか。（審査基準第3）

###### ウ 評議員会の招集が適正に行われているか。

##### （2）理事、理事会による牽制機能

###### ア 理事の選任

理事として適切な者が選任されているか、適切であることを確認しているか。  
（法44条、審査基準第3）

※特に暴力団など反社会的集団に属するものではないこと等の確認

###### イ 理事会への出席

理事会の欠席が多い理事はいないか。（審査基準第3）

###### ウ 理事会での決議

理事会は果たすべき職務・決議（例：法人の業務執行の決定、多額の借財の決定等）を行っているか。（法45の13）

###### エ 理事会での理事長、業務執行理事の報告の実施

定められた回数、報告すべき事項が報告されているか。（法45条の16）

##### （3）監事による牽制機能

###### ア 監事の選任

監事として適切な者が選任されているか、適切であることを確認しているか。  
（法44条、審査基準第3）

※特に暴力団など反社会的集団に属するものではないこと等の確認

###### イ 理事会への出席

理事会の欠席が多い監事はいないか。（法45条の18、審査基準第3）

ウ 理事の職務の確認、理事会での意見  
理事、理事会が果たすべき職務・決議（例：法人の業務執行の決定、多額の借財の決定、理事長等の報告等）を行っていない場合、意見を述べているか。  
（法 45 条の 18）

エ 監事監査の適切な実施  
事業報告及び計算書類に関する監査を適切に実施しているか。  
（法 45 条の 18、法 45 条の 28）

（4）その他  
役員及び評議員の報酬等の基準について、法令に定める手続により定め、公表しているか。

## 2 事業運営の透明性の向上（国民一般への公表）

（1）書類の備置き及び閲覧  
必要な書類が備置かれ、適切に閲覧できるか。

ア 定款（法 34 の 2）

イ 計算書類等、財産目録等（法 45 条の 32、法 45 条の 34）

（2）情報の公表  
公表すべき情報が自らのホームページ等で公表されているか。（法 59 条の 2）  
※定款・役員等名簿・役員等報酬基準

## 3 経営機能（財務規律）の強化（適正かつ公正な支出管理の確保）

（1）会計責任者等の管理運営体制

ア 適正な会計事務処理を行う体制の確保

※会計責任者と出納職員との兼務を避けるなどの内部牽制に配慮した業務分担、自己点検等が行われているか。

（2）現金の取扱い、会計処理

ア 預金残高の突合

イ 小口現金の取扱い、牽制機能 }（徹底通知 5（3）ア）

ウ 施設寄附金及び預り金の保管、処理（徹底通知 5（4）エ）

※預り金規程に定める手続に反した保管・処理が行われていないか。

（3）入札・契約の適正な執行

ア 法人印、代表者印の適正な管理（牽制機能）

イ 随意契約の妥当性の確保

}（入札通知、徹底通知 5（6）エ）

※特に、競争入札によるべきところを随意契約としていることがないか。

また、随意契約を実施する場合においても複数からの見積合わせ等が実施されているか。

（4）計算関係書類の作成・承認

ア 附属明細書（会計省令第 30 条）

イ 注記に記載すべき事項（会計省令第 29 条）

(5) 資産の管理

ア 基本財産の管理（会計省令第 29 条第 1 項第 6 号、第 30 条第 2 項第 8 号）

（ア）全ての基本財産を定款に記載し、事実と内容が一致しているか。

（イ）財産目録と注記で額が一致しているか。

（ウ）財産目録と附属明細書で額が一致しているか。

※注記・・基本財産の増減の内容及び金額の当期末残高

附属明細書・・基本財産及びその他の固定資産（有形・無形固定資産）の明細書の期末帳簿価額（基本財産の欄の合計）の数値を見る。

イ 基本財産の処分等への対応

必要な手続きを経ているか。（審査基準第 2、3（1））

4 財務規律の強化（社会福祉事業等への計画的な再投資）

社会福祉充実計画に定める事業が計画に基づき実施されているか。（法 55 条の 2）

5 公益的な取組の推進

（1）地域の生活課題の把握に努め、法人の有する機能を活用した地域貢献や多様な機関との連携により、地域での公益的な取組を積極的に推進しているか。

社会福祉事業又は公益事業を行うにあたっては無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するよう努めているか。

（2）災害時における地域の要配慮者等の地域住民に対する支援体制構築等に努めているか。

※地域共生社会実現サポート事業補助金の災害対応力向上事業を活用して、備蓄品など購入した法人には、その保管・活用状況について確認する。

（3）現況報告書に取組を記載しているか。

※「地域における公益的な取組」を実践している法人については現況報告書へ漏れなく記載すること。